

令和8年(2026年)3月10日  
建設委員会資料  
都市基盤部建築課

(第38号議案)

中野区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる  
建築物の用途及び建築の規模を定める条例の制定について

1 制定の目的

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー利用設備に係る建築士の建築主に対する説明義務の対象となる当該建築物の用途及び建築の規模について定める必要があるため、本条例を制定する。

2 条例で定める主な内容

第1条 趣旨

第2条 建築士が説明を要する建築物の用途

第3条 建築士が説明を要する建築物の建築の規模

3 施行予定日

令和8年4月1日